

舊唐書食貨志の史料系統について

鈴木, 俊

<https://doi.org/10.15017/2339002>

出版情報 : 史淵. 45, pp.75-100, 1950-11-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

舊唐書食貨志の史料系統について

鈴木俊

目次

序

- 一、舊唐書編纂の過程
 - 二、舊唐書食貨志と唐六典、通典との関係
 - 三、食貨志、田賦の條の考察
 - 四、食貨志、塩法の條の考察
 - 五、食貨志と會要、統會要との関係
- 結語

序

中国史研究の主要な基礎材料である文献の多くは編纂物であるので、それを扱うには綿密な批判検討を加えてその史料系統を明かにすることが殊に必要である。そしてこれらの編纂物を史料とする場合、大体において、唐以前の研

究では正史が頗る重要な価値をもち、唐以後の研究では正史以上の価値ある多くの文献が存している。唐代の研究は、この唐前、唐後の時代の研究の過渡期に当り、正史、特に舊唐書が重要であると共に、それと同じ価値ある多くの編纂物があり、しかも正史を始めとするこれら諸書の記述には相互に相当密接な関係があるから、これら諸書の史料的关系については是非とも一応の理解を必要とするのである。

さて、唐代研究に必要な缺くべからざる現存の主な編纂物には、正史の舊唐書、新唐書のほかに、唐律疏議、唐六典、通典、唐會要、冊府元龜、唐大詔令集、文苑英華や資治通鑑、玉海、文獻通考などがあるが、また逸文を知るに都合のよい太平御覽、小説類をまとめた太平廣記、地誌として名高い元和郡縣志があり、詩文集その他にも重要なものが尠くない。これらのうち太平御覽以下は姑らく措き、他の諸書は史料の上から観ていずれも直接あるいは間接の関係をもっているが、史料の系統によつて分類すれば、舊唐書系統のものとなし、新唐書系統のものとなし大別しうる。

(1) 舊唐書系統のもの 舊唐書系統というのは、私が便宜的に名づけたのであるが、舊唐書、唐會要、冊府元龜などがこれに属している。これらはその内容からいえば、全く唐の實録、國史を切り張りして作り上げられたものが多く、一家の見には乏しいが、それだけに唐代の記録を大体元の形のまゝで伝えていく点に特色がある。唐律疏議、唐六典はこれらに材料を提供し、その参考となつている点において重要なもので、その記事が唐會要や新舊唐書の志類にそのまゝ転載されている場合が屢々認められる。また唐の徳宗の貞元十七年(八〇一)に成書上表されたといわれる通典は、唐律疏議、唐六典と共に唐研究の第一次史料とされるもので、舊唐書その他後出の諸文献編纂の際の重要な参考材料となつている。更にまた宋代編纂の唐大詔令集は、同じ宋代に編纂された冊府元龜の帝王部の條と共に、

通典、唐會要、兩唐書等に節略掲載されている詔令類の原形を知るによく、またこれらに見えない詔令類が多く収められている。唐代の詔令は同じ宋代に編纂された文苑英華にも多く収められているが、同書はまた清代に成つた全唐文と共に、唐代の佚文を知るに便利なものである。以上略述したところにより、こゝに掲げた舊唐書系統の諸書が、いずれも史料的に密接な関係のあることを知り得よう。なお特殊な存在として資治通鑑があり、本書は編纂物を更に編纂したもので、その史料としての價值が甚だ低く、また編纂の動機から考えても、簡単に舊唐書系統に入れ難いが、本書が新唐書よりも多く舊唐書に據つてゐるのは注意すべきであらう。

(2)新唐書系統のもの 新唐書は舊唐書を改修し、舊唐書以外の多くの材料をも利用しているが、文章によつて事実を巧みに纏め、編者の主観が強く現われているので、史料としての價值は舊唐書系統のものに比して遙かに劣つてゐる。新唐書と同じく宋代に編纂された玉海や文獻通考には、新唐書の記事をそのまま転載している場合が多く、従つてこの両者は新唐書系統の中に数えることができよう。

以上の兩系統の中、舊唐書系統に属するものが、新唐書系統のものよりも史料的價值の高いことはいうまでもない。しかし舊唐書系統のものであつても、それを史料として扱ふ場合、その史料の系統を考え、それに対して十分な批判検討を加えなければならぬ。以下聊か舊唐書の食貨志について、その史料の系統を考察して所見を述べたいと思ふ。

一、舊唐書編纂の過程

舊唐書は五代後晉の劉昫の奉勅撰にかゝり、その編纂の基礎となつたものは唐の國史であり、國史作成の主な材料

は實錄、時政記、日曆等の類であつた。¹⁾ 舊唐書の編纂及びその成立の過程については、既に崇文總目や郡齋讀書志を始め、四庫全書總目の提要や二十二史劄記その他に一応の解説がなされているが、それらの説明にはなお不徹底な点もあるから、唐の國史編纂の狀況を中心として、まずそれについて述べることにしよう。

さて、唐では國史の編纂が早くから行われ、舊唐書^{卷七} 令狐德棻傳には、高宗の永徽元年(六五〇)令狐德棻が禮部侍郎兼弘文館學士となつて國史及び五代史を監修したとあり、舊唐書の編者は德棻を評して「棻は暮年尤も著述に勤む、國家に凡そ修撰あれば參預せざるはなし、武德より已後、鄧世隆、顧胤、李延壽、李仁實あり、前後國史を修撰し、頗る當時の稱する所となる」と述べ、また同書^{卷七} 顧胤傳には、顧胤が武德貞觀兩朝國史八十卷を撰したとある。この武德貞觀兩朝國史は、舊唐書^{卷六} 長孫無忌傳に「顯慶元年(六五六)無忌、史官國子祭酒令狐德棻と武德貞觀二朝史を綴集して八十卷となし、之を表上す」とあるから、德棻傳ににいう國史が武德貞觀兩朝國史であることは疑いない。²⁾ 唐會要^{卷六} 修國史の條には、本書について更に詳しく「顯慶元年七月三日、史官太尉無忌、左僕射于志寧、中書令崔敦禮、國子祭酒令狐德棻、中書侍郎李義府、崇賢學士劉允之、著作郎楊仁卿、起居郎李延壽、祕書郎張文恭等、國史を修めて成る。義寧に起り貞觀の末に盡く、凡そ八十一卷、其の書を内府に藏す」とあり、こゝにいう八十一卷は、本文の八十卷に目錄一卷を加えたものであろう。唐會要はこれに續けてまた「(顯慶)四年二月五日に至り、中書令許敬宗、中書侍郎許圜師、太史令李清風、著作郎楊仁卿、著作郎顧允(胤)、詔を受けて貞觀二十三年已後、顯慶三年に至る實錄を撰し、二十卷を成す、添えて一百卷と成す」と述べている。

この武德貞觀兩朝國史及びそれに實錄二十卷を加へた百卷本國史に續き、やがて吳兢によつて唐の國史編纂の基礎

が置かれた。武徳貞觀兩朝國史及び百卷本國史は、この吳兢の國史編纂に、他の實錄類と共に有力な材料を提供したものと考えられる。吳兢の國史編纂については、新唐書卷一吳兢傳に、兢は則天武后の長安年間及び中宗の神龍中、國史の編纂に従事したが、武三思、張易之がその監修に当り、不実のことが多かつたので志を得ず、そのため唐書、唐春秋を私撰し、それは完成を見なかつたとあり、こゝにいう唐書の卷数は明かでなく、のち蕭高が兢の書六十余篇を得たと伝えてゐるだけである。これに対して舊唐書卷一吳兢傳には、兢が開元十七年、事によつて荊州司馬に貶せられたのち、國史の監修に當つた中書令蕭高が兢の撰するところの國史六十五卷を得、兢の歿後、その子が兢の撰した唐史八十余卷を進めたとある。これによれば、兢の國史は初め六十五卷、のちそれが續成されて唐史八十余卷となつたわけである。ところで、新唐書卷八藝文志には、

吳兢又齊史十卷、梁史十卷、陳史五卷、周史十卷、隋史二十卷、唐書一百卷、又一百三十卷兢、韋述、柳芳、令狐頊、于休烈等撰
史一百六卷、又一百一十三卷

とあつて、吳兢の唐書一百卷なるものを伝えてゐる。こゝにいう齊、梁、陳、周、隋の諸史は、長孫無忌、令狐德棻等撰の五代史(五代史志)を改編したもので、舊唐書吳兢傳に「兢嘗て梁、陳、齊、周、隋の五代史の繁雜なるを以て、乃ち別に梁、齊、周史各十卷、陳史五卷、隋史二十卷を撰す」とあるが、唐書一百卷については何等記されていない。明文徵明は重刊唐書序に「按するに、唐興り令狐德棻等始めて武徳貞觀兩朝國史八十卷を撰し、吳兢に至りて前後を合して書百卷となす」と述べてゐるが、勿論この説には従ひ難い。恐らく藝文志にいう唐書一百卷は、さきに述べた唐會要所傳の武徳貞觀兩朝國史に、貞觀二十三年から顯慶三年に至る實錄、即ち高宗實錄二十卷を加えて成つた百卷本國史を誤つたものらしく、そして文徵明のいう書百卷は藝文志の説を無批判に傳えたものであろう。従つて吳兢撰

の唐書一百卷の存在は甚だ疑わしい。また宋の王堯臣の崇文總目^二正史類⁴には唐書一百三十卷なるものを挙げ、初め吳兢が唐史を撰して勅業から開元に至り、それは凡そ一百一十卷あつたと傳えているが、これも吳兢傳の記事から考えて、甚だ信用し難い説といわざるを得ない。なお新唐書藝文志に傳えている一百六卷及び一百一十三卷の國史は、舊唐書^{卷一}于休烈傳や唐會要^{卷六}三修國史の條に、國史一百六卷、開元實錄四十七卷、起居注並に餘の書三千六百八十二卷が興慶宮の史館にあつたが、安祿山の乱に京城が陥つて皆み焚燒されたので、于休烈の意見により、懸賞で國史、實錄等を集めたところ、数月内に一兩卷を集めたに過ぎず、たゞ幸に史官韋述家藏の國史一百十三卷⁶が官に送られたとあるから、興慶宮史館所藏及び韋述家藏の國史を指したものであろう。一百六卷本國史の性質は明かでなく、多分旧唐書員兢伝にいう唐史八十餘卷を続成したものと思われるが、韋述家藏の國史一百十三卷は、舊唐書の成立に重要な關係をもつものである。

韋述家藏の國史一百十三卷について、舊唐書^{卷一}〇二韋述傳は、「述は書府に在ること四十年、史職に居ること二十年、學を嗜なみ書を著わして手に卷を積かず、國史は令狐德棻より吳兢に至るまで修撰を累ぬと雖も、竟に未だ一家の言をなさず、述に至りて始めて類例を定む、遺を補い闕を続け、國史一百一十二卷並に史例一卷を勒成す」と述べている。崇文總目^二正史類の條には韋述撰の唐書一百三十卷なるものを挙げ、その成立の經過を記したうちに「述、(吳)兢の舊本に因り、更に筆を加えて削刊し、酷吏傳を去つて紀志列傳一百十二卷となす」といつているが、これは史例一卷を除いた韋述本百十三卷國史を指しているのである。かくして武德貞觀兩朝國史から吳兢に至つた唐の國史は、それを基礎とした韋述の百十三卷本國史となり、こゝに一応の体裁が具つた訳であるが、崇文總目にいう唐

書一百三十卷は聊か問題である。

崇文總目は右に記した章述の百十二卷本國史の記述に續けて、「至德、乾元以後に至り、史官于休烈また肅宗紀二卷を増す、而して史官令狐暉等また紀志傳において、のち篇に隨つて増輯し、而も卷帙を加えず、今書一百三十卷、其の十六卷は未だ撰人の名氏を詳かにせず」と述べている。即ち、于休烈が章述の百十二卷本國史に肅宗紀二卷を加えて百十四卷とし、令狐暉が卷数を百十四卷のまゝとして増輯したが、今本は百三十卷あり、その増加分十六卷の撰者名は不明であるというのである。ところが宋史^{卷二}藝文志には「柳芳唐書一百三十卷」とて、崇文總目の唐書と同じ卷数の唐書が掲げられている。これについては舊唐書^{卷四九}柳登傳に、柳登の父芳は肅宗朝の史官で、章述と共に詔を受けて吳兢の國史を添修し、その業の成らないうちに述が歿したが、更に編纂を進めて「國史一百三十卷を勒成す、上は高宗（祖）より下は乾元に止まる」とある。しかし舊唐書章述傳によれば、述は安祿山の乱の際に賊の僞官を受けたため、肅宗即位の翌至德二年（七五七）兩京が回復されるや、渝州に流されて歿し、代宗の廣德二年（七六四）述の甥の蕭直が、乱に際して能く國史を存し、聖唐の大典を致して國史を遺逸なからしめた彼の功を述べ、それは過を補うに足り、恩宥あつて然るべしと上疏したので、右散騎常侍を追贈されたとあるから、肅宗時代に柳芳、章述が共同して實際に國史の編纂に従事しえたかどうかは甚だ疑わしい。恐らく章述が國史百十二卷^{（史例一卷を加えれば百十三卷）}を編纂し、安史の乱に際してよくそれを保管し、彼の死後、柳芳が述の國史を基礎として唐書百三十卷を成したと見るべきであろう。なお柳登傳には、柳芳が肅宗の上元中、事に坐して黔中に流され、偶々巫州に流された高力士に会い、彼から伝聞した開元天寶中のことを彼の國史に入れようとしたが、既に國史が奏上されたので改めえないので、別

に唐曆四十卷を撰し、力士の傳えるところをそれに記したとある。唐曆は新唐書卷三二蔣偕傳に代宗の大曆年間までを記したとあるが、郡齋讀書志卷五や直齋書錄解題卷四の編年類の條では、隋の義寧元年（六一七）から代宗の大曆十三年（七七七）に至つてゐるとしてゐる。〇舊唐書卷一肅宗本紀には、高力士が巫州に流されたのを上元元年（七六〇）七月としてゐるから、柳芳が國史唐書百三十卷を奏上したのはそれ以前でなければならぬ。既述の如く、柳芳の國史は柳登傳に「上自高宗（祖）、下止乾元」とあり、乾元は上元の前の肅宗の年號である。そして柳芳の國史はその奏上當時百三十卷であつたのであるから、崇文總目にいう「至德乾元以後、史官于休烈又增肅宗紀二卷」というのは、柳芳が韋述の國史を続成する際、于休烈の肅宗本紀二卷をとり入れたと解すべきではあるまいか。于休烈は肅宗時代に國史の編纂に従事していたのであるから、若しこの想像が許されるならば、さきに疑問とした柳芳、韋述が吳兢の國史を共同添修したといふのは、柳芳、于休烈の誤りとすべきであらう。このように考えれば、崇文總目にいう「史官令狐昫等復于紀志傳、後隨篇增輯、而不加卷帙」といふのは、百十四卷に對してはなく、百三十卷の卷帙を加えなかつたのであり、従つて「其十六卷、未詳撰人名氏」は全くのナンセンスといわざるを得ない。これを要するに、吳兢の國史を基礎とした韋述の國史百十二卷百十卷は柳芳、于休烈によつて百三十卷の唐書となり、のち令狐昫等がそれに手を加えたが、卷数には何等變化がなかつたのである。新唐書藝文志がこの唐書について「又一百三十卷訛、韋述、柳芳、令狐昫、于休烈等撰」としてゐるのは、本書成立に至るまでの主な編纂關係者を網羅的に並べたに過ぎないのである。

この柳芳の唐書百三十卷は肅宗の乾元年間に終り、またさきに挙げた同じの柳芳唐曆は代宗の大曆十三年までしか記されていないが、更にそれに續いて續唐曆（歷）が編纂された。即ち新唐書卷三二蔣偕傳に「初め柳芳、唐曆を作り

大曆以後闕けて録さず、宣宗、崔龜從、韋澳、李荀、張彥遠及び惛等、年を分つて撰次し、元和を盡して以て續くと云う」とあるのがそれで、これは唐曆と同じく編年體のものであつた。本書について新唐書卷五藝文志は「續唐歴十二卷韋澳、蔣偕、李荀、張彥遠、崔瑱、崔龜從監修」といひ、舊唐書卷七六崔龜從傳には「(大中)五年七月、撰成續唐曆三十卷、上之」とあつて両者の卷數の一致を缺くが、同書卷八下宣宗本紀には二十二卷とし、直齋書錄解題卷四も同様で、なお本書を大曆十三年春から憲宗の元和十五年(八二〇)に至るものとしてゐる。恐らく舊唐書崔龜從傳にいう卷數は誤りとすべきであらう。

以上の如く、武德貞觀兩朝國史に始まり、吳兢によつて基礎を置かれた唐の國史編纂の業は、柳芳に至つて唐書一百三十卷となり、また彼による唐曆や崔龜從、韋澳等の續唐曆ができたが、のちかゝる事業の継続進展を見ないうちに唐は滅びた。唐末の戦乱には唐代の史籍が多數散亡し、唐書の編纂を企てた後梁、後唐の二朝は史料の搜聚に苦心してその業を完成しえず、後晉出帝の開運二年(九四五)に至つて漸く舊唐書の成立を見たが、当時の史料散逸の事情については、その編纂に關係した賈緯の奏言に「唐高祖より代宗に至る、已に紀傳あり、德宗もまた實録を存す、

武宗より濟陰廢帝(哀宗)に至る凡べて六代は唯々武宗錄一卷あり、餘は皆な闕略す」とある。舊五代史卷三七明宗紀、

天成元年九月庚申の條に、成都に唐の實録があるといふので、都官郎中の庾惲美にそれを搜求させたが、纔に九朝實録と殘缺の雜書とを得たのみであつたとある。九朝實録の内容は明かでないが、しかし郡齋讀書志卷六實錄類の條には

高祖實録以下多くの實録が記されてをり、また通鑑考異も高祖、太宗、則天、中宗、睿宗、玄宗、德宗、順宗、敬宗、穆宗、文宗、武宗や太上皇、建中などの實録の名を明記してそれを引用しているから、宋代にはなお多數の唐の實録

が残つていた訳で、その多くは旧唐書編纂の重要な材料とされたことゝ思う。また前掲の賈緯の奏に「唐高祖至代宗、已有紀傳」とあるのは、柳芳の国史百三十卷と唐曆四十卷とを指したものでらしい。前者は肅宗の乾元年間までを記し、崇文總目^二正史類の條に著録されてをり、後者は代宗の大曆十三年までを記し、崇文總目^{卷一}、郡齋讀書志^{卷五}の編年類の條に著録され、特に通鑑考異には本書が屢々引用されているから、これら両者がまた舊唐書編纂の基礎材料となつたと考えられる。これに対して續唐曆は崇文總目、郡齋讀書志にその名が見えず、また通鑑考異も本書を全然引用していないから、既に唐末の戦乱に亡失し、舊唐書の編纂には参考に使されなかつたと想像される。

舊唐書の編纂には、亡失したとはいへ、五代の世に残存していた多くの史料が利用されたことは論を俟たないが、以上述べたように、その根本材料となつたのは實錄類及び柳芳の唐書、唐曆であつた。しかしこれらの三書は主として本紀、列傳の基礎となつたのであつて、志類はまた別個の材料に拠つてゐるようである。然らば食貨志が主として拠つたのは何であらうか。

二、舊唐書食貨志と唐六典、通典との關係

舊唐書食貨志は上下二卷に分かれ、上卷は總序、田賦、兩稅、錢幣、塩法の五、下卷は漕運、食廩、雜稅、權酤の四から成つてゐる。總序は食貨志の序文としての編者の概括的意見と財政を中心とした唐代の形勢とを略述したもので、勿論、その記述の拠つた材料はあるが、それをもとの形のまゝで伝えているのではなく、編者がそれを適当に塩梅したものらしい。従つて總序の史料系統については、今特に穿鑿する必要もないが、食貨志の本論を考察する前に舊唐書よりも早く編纂され、記事の上で連絡があると思われる唐六典と通典とについて、食貨志との關係を一応考え

て見る必要がある。

唐六典は玄宗の開元十年（七二二）に編纂に着手してから前後十六年を費し、同二十六年（七三八）に成り、律令と並んで後世にまで重んぜられ、唐會要にいう舊制または舊令は唐六典であり、新舊唐書志類には唐六典の記事をそのまゝ転載した部分が多く、殊に舊唐書^{四二}職官志の記事の多くは唐六典に拠つてゐる。しかし舊唐書食貨志の拠つてゐる唐令は武徳七年のものであり、唐六典は開元七年令に拠つてをり、唐六典が舊唐書編纂の有力な材料となつたことは疑いないが、食貨志、六典の記事を比較するに、食貨志は六典と記事の上で直接の關係がなかつたように考へられる。

唐六典に比すれば、通典と食貨志との記事は相当密接な連関があるようである。即ち、食貨志田賦の條の「男女始生者爲黃、四歲爲小、十六爲中、二十一爲丁、六十爲老」は通典^七食貨七丁中の條にも見えて共に武徳七年令に拠り、また食貨志の同じ條の「神龍元年韋庶人爲皇后、務欲求媚於人、上表請以二十三爲丁、五十八爲老、制從之」も同じく通典の丁中の條に見えて記述が頗る似てをり、その他にも食貨志、通典の記事の一致してゐる場合が尠なくない。従つて食貨志は通典に拠るところが多いように思われるが、しかし田賦の條に武徳七年令とする「若嶺南諸州則稅米……損七已以上、課役俱免」を通典^{卷六}食貨六賦稅下では武徳二年の制としてをり、概していえば、通典はその成立当時の現行法たる開元二十五年令に拠つてゐる場合が多く、食貨志はいずれも武徳七年令に拠り、また同じことを傳えた記事でも、食貨志と通典との間には時に可成りの相違がある。例えば錢幣の條の「武徳四年七月、廢五銖錢……後盜鑄漸起、而所在用錢濫惡」、「初開元錢之文……遠近甚便之」を通典^{卷九}食貨九錢幣下の「大唐武徳四年、廢

五銖錢……遠近便之、後盜鑄漸起」とを比較するに、全く同じ事実を伝えながら記述の工合が稍々異なっている。これは恐らく両者が同じ材料に拠りながら、各々それを稍々異なつた形で記したものらしく、食貨志が通典の記事を書き改めたのではなさそうである。これを要するに、食貨志には通典と一致した記事が尠なくなく、それは通典が食貨志に拠つたか、あるいは両者が同じ材料にもとずいたかと思われるが、しかし通典が食貨志と最も深い直接的な関係があつたとは考え得ない。次に食貨志の田賦、塩法の條を考察して、そういう事情を明かにしたいと思う。

三、食貨志、田賦の條の考察

舊唐書食貨志は田賦、塩法の條を除けばみな年代を逐つて記述を進め、たゞこの二條だけは、年代順の根本方針によりながらも、聊か敘述の形式が異なつてゐる。即ち、田賦の條の構成を見ると、次のようになつてゐる（食貨志と略々似た記事を掲げ、史料的に最も關係が深いと考えられるものに、旧唐書の成立以前にできた通典と以後にできた唐會要、冊府元龜とがある。これら三書の名を括弧内に記したのは、それらに食貨志と同じような記事がある場合についてである）。

(A) (1) 武徳七年、始定律令、以、度田之制、五尺爲步……⁽¹³⁾

(2) 丁男中男給一頃……（唐會要卷八租稅上）⁽¹³⁾

(3) 賦役之法、每丁歲入租粟二石……（唐會要上租稅、冊府元龜卷四七邦計部、賦稅）

(4) 凡丁歲役二旬……（唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅）

(5) 若嶺南諸州則稅米……（唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅）⁽¹⁴⁾

(6) 蕃胡內附者、上戸丁稅錢十文……（冊府元龜邦計部賦稅）⁽¹⁴⁾

- (7) 凡水旱蟲霜爲災……(唐會要^上租稅、冊府元龜^{邦計部}賦稅)
- (8) 凡天下人戶、量其資產……(通典^{卷三}食貨三鄉黨、唐會要^{卷八}定戶等第、冊府元龜^{卷四}邦計部、戶籍)
- (9) 百戶爲里……¹⁵
- (10) 士農工商、四人各業……
- (11) 男女始生者爲黃……(通典^{卷七}食貨七丁中、唐會要^{卷八}團貌、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (12) 每歲一造計帳(唐會要^{卷八}籍帳、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (13) 三年一造戶籍(唐會要^冊籍、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (14) 州縣留五比……(唐會要^冊籍、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (15) 神龍元年、韋庶人爲皇后……(通典^{卷中}食貨、唐會要^冊貌、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (16) 至天寶三年、又降優制……(通典^{卷中}食貨、唐會要^冊貌、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (17) 天下籍、始造四本……(唐會要^冊籍、冊府元龜^{邦計部}戶籍)
- (18) 凡權衡度量之制……(通典^{卷六}食貨六賦稅下、唐會要^{卷六}大府寺)
- (19) 量以鈞黍中者……(通典^{卷下}賦稅、唐會要^冊寺)
- (20) 權衡以鈞黍中者……(通典^{卷下}賦稅、唐會要^冊寺)
- (21) 調鐘律、測谷景……(通典^{卷下}賦稅、唐會要^冊寺)
- (22) 又山東諸州、以一尺二寸爲大尺……

(23) 其量制、公私又不用筭……

(24) 天寶九載二月勅、車軸長七尺二寸……(唐會要大府)

(25) 先是開元八年正月勅、頃者庸調無憑……(通典賦稅、唐會要上租稅)

(26) 二十二年五月勅、定戶口之時……(通典賦稅、唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(27) 其年七月十八日勅、自今已後、京兆府關內……(唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(28) 天寶三載二月二十五日赦文、每載庸調八月徵……(通典賦稅、唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(29) (開元) 二十五年三月勅、闕輔庸調……(通典賦稅、唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(30) 天寶元年正月一日赦文、如聞百姓之內……(通典賦稅、唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(31) 廣德元年七月詔、一戶之中……(通典食貨丁、唐會要團、冊府元龜邦計部、戶賦稅)

(32) 永泰元年五月、京兆麥大稔……(冊府元龜邦計部賦稅)

(33) 二年五月、諸道稅地錢使殿中侍御史韋光裔等……(冊府元龜邦計部賦稅)

(34) 大曆四年正月十八日、勅有司……(唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(35) 其年十二月勅、令(今の譚)闕輔墾田漸廣……(冊府元龜邦計部賦稅)

(36) 五年三月優詔、定京兆府百姓稅……(冊府元龜邦計部賦稅)

(37) 八年正月二十五日勅、青苗地頭錢……(唐會要上租稅、冊府元龜邦計部賦稅)

(A) は「武德七年、始定律令」と冒頭して田令(1—2)、賦役令(3—7)、戶令(8—14)の條文とそれに関係ある

事實(15—17)を記し、次に雜令(18—21)とその關係事項及び勅文(22—24)とを掲げ、(B)は(A)の(24)に對し、「先是」として(A)に關係ある勅文(25—30)を並べ、但しそれは必ずしも年代を逐わず、(C)は廣徳元年以下年代順に租稅關係の事項や詔勅を列記している(31—37)。そして右表に指摘したように、(A)の(8)、(11)、(15—16)、(18—21)の八條は通典に、(2—5)、(7—8)、(11—21)、(24)の十八條は唐會要に、(3—8)、(11—17)の十三條は冊府元龜に略々それと似た記事が見出される。しかし(8)⁽¹⁶⁾と(16)⁽¹⁷⁾とは通典、唐會要、冊府元龜の記事とは違つてをり、(11)は通典の記事に似ているが、(11—14)は唐會要、冊府元龜のそれと聊か相違し⁽¹⁸⁾、(15)は通典の記事に近く、唐會要、冊府元龜とは稍々異なり、また(18—21)は唐會要よりも通典の記事に類似し、(24)も唐會要の記事と形が同じくない。このように考えて、差異ありと思われるものを除けば、(A)の記事の中の(11)、(15)、(18—21)の六條は通典に、(2—7)、(17)の六條は唐會要到、(3—7)、(17)の六條は冊府元龜、のそれに近いことが知られる。(B)を飛ばして次に(C)について観るに、(31)は通典、唐會要、冊府元龜と一致しないが⁽¹⁹⁾、(34)、(37)は唐會要と、(32—37)は冊府元龜と略々合致している。

以上のように、(A)、(C)の記事は通典、唐會要、冊府元龜の記事のいずれかに特に近いということはなく、たゞ(C)において冊府元龜の記事と合致するものが稍々多いという程度に過ぎない。これはあるいは冊府元龜が食貨志に拠つたのかも知れない。然るに(B)になると、(A)、(C)の場合とは様相が全く一変し、記述が年代順でないばかりでなく、その記事が唐會要と頗る一致している。(25)が冊府元龜になく、(27)が通典にないのを除けば、他の諸條は悉く通典、唐會要、冊府元龜に見えているが、(25)の開元八年正月を通典は二月とし、(28)に當る通典の記事が甚だ簡

略となつてをり、(29)も通典とは書き方が稍々異なつてゐる。通典、冊府元龜のこのような關係に對し、唐會要には(B)の記事と合致するものが悉く見えてをり、しかも同書の年月の記載は食貨志よりも稍々詳しくなつてゐる。従つて食貨志の(B)はあだかも後出の唐會要に拠つたかの觀を呈している。かういふ傾向は、塩法の條において殊に明瞭に認められるのである。

四、食貨志、塩法の條の考察

舊唐書食貨志の塩法の條の構成は、これを唐會要の記事と對照して表示すれば次の如くである。

(便宜上、唐會要卷八八塩鐵、塩池使、

塩鐵使の記事の総べてを唐會要における記述の順序に従つて並べ、それを食貨志の記事と對照させたが、Bのみは本來の順序通りに掲げえなかつたので、(一)、(二)……を以てその順序を示した。○印を附したのは食貨志に見えない記事、なお通典、冊府元龜に食貨志と略々似た記事がある場合、田賦の條と)と同じく、それをも指摘表示して置いた)

(食貨志)

(唐會要卷八)

(A) 1 開元元年十一月、河中尹姜師度……(通典卷一)

開元元年十二月……(塩鐵條、以下同)

食貨十塩鐵、冊府元龜卷四九三邦計部、山澤一)

2 貞元十六年、史牟奏……(冊府元龜邦計部山澤一)

貞元十六年十二月……

○二十一年二月……

○元和二年九月……

○四年十二月……

3 元和五年正月、度支奏……(冊府元龜邦計部山澤一)

五年五月、度支奏……

4 六年閏十二月、度支盧坦奏……………(冊府元龜邦計
山澤)

5 十年七月、度支使皇甫鏞奏……………(冊府元龜
邦計部
山澤一)

6 十二年塩鉄使程昞奏……………(冊府元龜邦計部
山澤一)

7 十四年三月、鄆青兗三州各置榷塩院(冊府元龜
邦計部
山澤一)

8 長慶元年三月勅、河朔初平……………(冊府元龜
邦計部
山澤一)

9 其月塩鉄使王播奏……………(冊府元龜邦計部
山澤一)

10 二年五月詔曰、兵革初寧……………(冊府元龜邦計
部
山澤)

(B)

(1) 安邑解縣兩池、舊置榷塩使、仍各別置院官

(冊府元龜卷四
八三邦計部、總序)

(2) 元和三年七月、復以安邑解縣兩池留後、爲

榷塩使(冊府元龜邦計部
山澤)

旧唐書食貨志の史料系統について

六年閏十二月、戸部侍郎判度支盧坦奏……………

十年七月……………

十三年……………

十四年三月……………

〇〇十五年閏正月……………

其年九月……………

其月……………

〇二年三月……………

其年五月勅……………

〇(一)乾元元年、度支郎中第五琦……………(塩鐵使條、以
下同)

(二)安邑解縣兩池、置榷塩使一員、推官一員、巡官
六員、安邑院官一員、解縣院官一員、防池官健
及池戸若干人

(三)至元和三年七月、判度支裴均、以兩池職轉繁
劇、復以留後為塩鉄使

(3) 先是、兩池塩務隸度支、其職視諸道巡院、貞元十六年、史牟以金部郎中主池務、恥同諸院、遂奏置使額、二十一年塩鐵度支合為一使……

(冊府元龜邦計部、總序、山澤一)

(4) 太和三年四月勅、安邑解縣兩池(冊府元龜卷四九四、邦計部、山澤二)

(5) 至大中二年正月勅、但取匹段精巧……(冊府元龜邦計部、山澤二)

(6) 及大中年、度支奏、納權利一百二十一萬五千餘貫

(7) 女塩池在解縣朝邑、小池在同州、鹵池在京兆府奉先縣、並禁斷不權(冊府元龜邦計部、山澤二)

(8) 烏池在塩州、舊置權稅使(冊府元龜邦計部、總序)

(9) 長慶元年三年勅、烏池每年……(冊府元龜邦計部、山澤一)

(三) 先是、兩池塩務隸度支、其職事諸道巡院、貞元十六年……二十一年……

(四) (太和) 三年四月勅……

(五) 至大中元年正月勅……

(六) 及大中年、度支收權利……

(七) 女塩池 在解縣朝邑、小池……

(八) 烏池在塩州、置權稅使一員、推官一員、巡官兩員、胥吏一百二十人、防池官健及池戶四百四十人

(九) 長慶元年三月勅……

(10) 溫池 (冊府元龜邦計部總序)

(11) 大中四年三月、因收復河隴、勅令度支收管

其塩…… (冊府元龜邦計部山澤二)

(12) 至六年三月、勅令割屬威州、置權稅使、緣

新制置、未立權課定額 (冊府元龜邦計部山澤二)

(13) 胡落池在豐州界……自大中四年党項叛擾

…… (冊府元龜邦計部山澤二) 總序

(C) 1、初玄宗已前、亦有塩池使、景雲四年三月、

蒲州刺史充關內塩池使 (冊府元龜邦計部總序)

2、先天二年九月、強循除幽州刺史…… (冊府元

龜邦計部總序)

3、開元十五年五月、兵部尙書蕭嵩除關內塩池使

…… (冊府元龜邦計部總序)

(A) は開元元(九)年(九)から長慶二年までの塩法の推移を概見し、それに続く(B)は年代を記さないで安邑解縣兩池なる

(B) 溫池置權稅使一員、推官兩員、巡官兩員、胥吏三十九人、防池官健及池戶百六十五戶
(C) 大中四年三月……

(D) 至六年、勅隸威州、以新制置、未立課額

(E) 胡落池在豐州界……自大中四年……

○ (D) 太和二年三月、度支奏……

景雲四年三月蒲州刺史充關內塩池使(塩池使條、以下同)

先天二年九月……

開元十五年五月……

ものを突然に掲げ、次に元和三年、ついでそれより遡つて貞元十六年、同二十一年のことを記し、それに続いて太和三年、大中二年の記事を挙げて「及大中年……」の記事に至り、次に女塩池、烏池及び「長慶元年三年……」の記事を並べ、ついで「溫池大中四年三月……」なる意味不明な文と大中六年の記事とがあり、次の胡落池の條に続く(C)は(B)に対して年代が遡つてはいるが、景雲四年、先天二年、開元十五年と年代順に記してある。(A)及び(C)の條は、それ自身を切り離して考えれば、共に年代順に記されてあつて、別に問題とすべきものがないが、(B)は記述が年代順でないばかりでなく、可成りの錯簡のあることが認められる。即ち、(B)の記事を唐會要^{卷八}塩鐵使、冊府元龜^{卷四}計部、總序、同書^{卷四八}三部、四八同部、山澤の條と比較すれば、(6)の「及大中年……」は大中六年であり、(9)の「長慶元年三年……」の三年は三月とすべく、「溫池大中四年三月……」は右表の如く、(10)と(11)とに分け、溫池の下にあるべき説明を脱していることが知られる。

ところで、この塩法の條の記事の中、通典と合致しているのは最初の「開元元年十一月……」の一條だけで、しかも通典の記事に省略があり、冊府元龜は(B)の(6)を脱している以外には、記述も頗る食貨志の記事と似ているが、多少の差異がない訳ではない。²²然るに食貨志の記事は悉く唐會要に見え、勿論僅かの相異はあるが、記述も殆んど一致している。しかも(A)の総べての記事は唐會要の塩鐵の條に見えるものであり、食貨志、唐會要共に最初の條の開元九年を元年と誤り、たゞ唐會要には食貨志に見えない貞元二十一年二月、元和二年九月、同四年十二月、同十五年閏正月及び九月、長慶二年三月の記事が收められている。また(B)は食貨志の錯簡を訂せば唐會要の塩鐵使の條と殆んど合致し、たゞ兩者の記事の順序に差異があり、唐會要の乾元元年、太和二年三月の記事が食貨志に見えないだけであ

り、(C)は完全に唐會要の塩鉄使の條と一致している。このように食貨志、唐會要の記事が殆んど一致し、しかも唐會要の方が余計に記事を収めている点から考えると、田賦の條の場合と同じく、食貨志が後出の唐會要に拠つたのではないかと、無理な疑問を益々深めざるを得ない。

五、食貨志と會要、續會要との關係

舊唐書食貨志の田賦及び塩法の條を唐會要の記事と比較し、私は時代の前後を無視した甚だ無理な疑問を呈出したが、そういうような關係は食貨志下の漕運及び倉廩の條においても認められる。即ち、漕運の條は「(開元)十八年宣州刺史裴耀卿、上便宜事條曰……」の一條を除けば、その記事の悉くが唐會要卷八轉運塩鐵總敘及び漕運の條に見え、倉廩の條の記事も唐會要卷八倉及常平倉の條に悉くあり、しかも唐會要の方が食貨志に比して記事が豊富である。しかし私の疑問は、依然あり得べからざる疑問の範圍を出るものではない。

さて、舊唐書は新唐書が成るや、新唐書に圧倒されて重んぜられなくなり、一時その完本が跡を絶つたが、明に至り聞人詮が宋刊本を集めて補修覆刻し、その結果舊唐書の完本に近いものが再び世に現われるに至つた。現在通行の舊唐書は清代に聞人本を基礎とし、それに校訂を加えたものである。そこで一時散逸した舊唐書の復原、校訂に當り、その際あるいは唐會要が食貨志の参考材料となつたのではあるまいかという想像も起りうるが、しかし唐會要もまた一時闕脱が甚だしくなつて清代にそれを続補してをり、また食貨志は宋刊本にも存して散逸を免かれ、その記事は語句に多少の異同はあるが、宋刊本はじめ他の諸板本と比較してさしたる差異がないから、そういう解釈は到底成立しない。

ところで、舊唐書食貨志の記事が、全部が全部、唐會要のそれと合致しているのではないことは、既述の田賦の條においても認められるところである。また食貨志上の兩税の條は、その記事全部が唐會要^{卷八三} 租税の條に見えているが、それは必ずしも唐會要の記事のまゝではない。兩税に次ぐ錢幣の條では、「建中元年九月、戶部侍郎韓洄上言……」以下が唐會要^{卷八} 泉貨の條の記事と一致しているが、それより前の食貨志の記事はそれほどでもない。また食貨志下の雜税の條と唐會要^{卷八} 雜税の條、同じく權酤の條と唐會要^{卷八} 權酤の條と記事と比較するに、兩者必ずしも一致しているとはいひ難い。そこでまた煩をいとわず、さきに触れずに置いた塩法條の(B)の記事の順序について考察して見よう。食貨志の記事は年代順に記されていないため、一見如何にも錯雜しているように見えるが、これを唐會要の記事と比較して考えれば、決してそうでないことが知られる。食貨志の記事の(1—6)は安邑解縣兩池に関するものであり、これに対して唐會要が(1—3)に当る(三—四)の記事から、(4—6)に当る(五—六)の記事を(出)の「太和二年三月、度支奏……」の次に置き、(8—9)の烏池に関する記事を(内)と(出)とに順序を離したのは唐會要の杜撰といわざるを得ない。このような事實は、さきの無理な疑問とは逆に、唐會要が食貨志に拠り、勝手に造作を加えて食貨志の記事の順位を改めたとも考えられるのである。

そこで改めて唐會要の成立について見るに、郡齋読書志^{卷一} 類書類、直齋書錄解題^{卷五} 典故類の條に、初め唐の蘇冕が高祖から徳宗までの九代の制度を述べて會要四十卷を作り、ついで宣宗の大中七年(八五三)崔鉉等が徳宗以後のことを續成して續會要四十卷を成し、それは大中六年(八五二)までのことしか記していなかつたので、宋に至り王溥が大中六年以後のことを加えて唐會要百卷としたとある。蘇冕は舊唐書^{卷一八} 九下の彼の傳に蘇弁とあり、「國朝の政

事を續して會要四十卷を撰し」、徳宗の貞元二十一年(順宗永貞元年、八〇五)に歿したと見え、崔鉉については同書卷一の彼の傳に「(大中)七年、館中の學士崔瑑、薛逢等を以て續會要四十卷を撰し、之を獻す」とある。資治通鑑卷三三徳宗貞元四年十月の條のところに引かれてある通鑑考異に「崔鉉續會要、貞元五年七月、公主至衙帳……」とあるのによれば、續會要が宋代に存していたことは疑いない。唐會要是會要四十卷、續會要四十卷をまとめ、大中六年以後のことを加えて百卷としたものと考えられるから、會要も恐らく宋初まで存していたと思われる。そして續會要が大中六年までしか記していなかつたというのは注意すべき事実で、舊唐書食貨志もまた大中六年の記事までしかない。これをさきに述べた食貨志と唐會要との記事の頗る一致している点と合せ考え、私は食貨志の記事の主な拠りどころとなつたのは、唐會要の前身である會要、續會要であろうと考えるのである。そして舊唐書食貨志と唐會要の記事の類似は、かゝる事情に起因するものであらう。

結 語

以上述べたところによつて、舊唐書食貨志の主として拠つた材料は會要、續會要であることが明かとなつたが、勿論、食貨志の記事の全部が會要、續會要到拠つたというのではない。しかし、食貨志の半分以上を占めている唐會要の記事と一致している部分だけは、會要、續會要到拠つたとしても大過あるまいと思う。但し、それについては、王溥が唐會要を編纂するに当り、食貨志の記事を参考とし、それによつて會要、續會要の記事に多少手を加えたこともあつたであらう。

なお會要、續會要については、更に研究すべき点が尠なくないが、それは他日の機会に譲することとする。

(本稿は文部省の科学研究費の補助による新舊唐書食貨志の史料的研究の一部である)

(註)

(1) 玉井博士「唐の實錄撰修に関する一考察」(「支那社会経済史研究」所收)。

(2) 武德貞觀兩朝國史成立の年代について、令狐德棻傳は永徽元年(六五〇)、長孫無忌傳は顯慶元年(六五六)とし、また德棻の官名についても、前者は禮部侍郎兼弘文館學士とし、後者は國子祭酒とあつて兩者の間に一致を缺いている。令狐德棻傳によれば、德棻が國子祭酒となつたのは永徽四年(六五三)である。しかし舊唐書卷四高宗本紀、顯慶元年五月巳卯の條に「太尉長孫無忌、史官の撰する所の梁、陳、周、齊、隋五代史志三十卷を進む」とある五代史志は、唐會要卷六三修前代史の條に「顯慶元年五月四日、史官修撰梁陳齊周隋五代史三十卷、太尉無忌進之」とあり、德棻傳に見える五代史であること疑いない。これによつて考えるに、永徽元年は武德貞觀兩朝國史の編纂に着手した年であり、顯慶元年はそれが成つて奏上された年であらう。

(3) 竹簡齋本「舊唐書」の卷頭に收められたものによる。

(4) 粵雅堂叢書所收本による。

(5) 新唐書卷一〇四于休烈傳に百三十篇とあるが、これは柳芳の國史百三十卷と卷数を誤つたのであらう。

(6) 新唐書卷一三二柳芳傳に「會述死、芳緒成之、興高祖^{高祖}訖乾元、凡百三十篇」とある。

(7) 通志卷六五藝文略、史類、編年の條に「起隋義寧元年、訖建中元年」とて、建中元年までとしてゐるのは誤りであらう。

(8) 五代會要卷一八前代史の條。

(9) 總序に引用されている古典の語句は別とし、唐代の形勢を述べて「其後裴肅為常州刺史、乃襲貨炭按腹、百賈之上、皆規

利焉、歳余又進奉、無幾遷浙東觀察使、天下刺史進奉、自肅始也」とあるのは、冊府元龜卷六九七牧守部、邪佞の條に見える記事と殆んど一致し、従つて食貨志、冊府元龜が共にある同一材料に拠つたらしく考えられる。ところが右の記事を含む食貨志の「先是、興元克復京師後……天下判官進奉、自綬始也」と殆んど同じ記事が、冊府元龜卷一六九帝王部、納貢獻の條の貞元十二年の記事の末に、わざわざ註文として記されてある。これは冊府元龜の記事が食貨志に拠つてゐることを暗示するものであろう。そして食貨志には勿論かゝる記事の拠つた材料はあるが、それらの材料を編者の考えて継ぎ合わせて總序を作つたのである。

(10) 仁井田博士「唐令拾遺探擇資料に就て」(唐令拾遺)、唐六典の條、玉井博士「大唐六典及び通典の宋刊本に就て」(支那社会經濟史研究所收)。

(11) 唐會要卷八五團貌の條は武德六年三月の令としてゐる。

(12) 唐會要、團貌の條は聊か記述の体裁を異にし、しかも「五十九免役」とある。

(13) 通典卷二食貨二田制下、冊府元龜卷四九五邦計部、田制の記事は開元二十五年令によるものであるから、こゝでは問題としない。

(14) 通典卷六食貨六賦稅下に見えてゐるのは武德二年の制であるから、こゝでは問題としない。

(15) 通典卷三食貨三鄉黨の條に見えてゐるのは大厶令(開元二十五年令)によつてゐるから、こゝでは問題としない。

(16) 通典、唐會要、冊府元龜に見える武德六年三月の令では戸等を三等とし、同九年三月に九等としたとあるが、食貨志では武德七年令で戸が九等に定められたとあり、兩者の記事が一致しない。食貨志の記事には聊か疑わしいところがあるが、それについては改めて述べることとする。

(17) 通典、唐會要、冊府元龜は二十三以上を丁とし、食貨志は「二十二爲丁」といい、また兩者の記事の形にも差異がある。

拙稿「唐代丁中制の研究」(史學雜誌四六ノ九)參看。

旧唐書食貨志太史料系統についで

(18) 通典は(11)に当る記事を武徳七年令に拠り、唐會要、冊府元龜は(11—14)を武徳六年三月の令としている。

(19) 食貨志、通典は五十八からを老としているが、唐會要、冊府元龜は「五十九免役」としている。拙稿、「唐代丁中制の研究」参看。

(20) この詔の原文は唐大詔令集卷九帝王、冊尊號赦の條に「廣徳元年冊尊號赦」として見え、また冊府元龜卷八八帝王部、赦宥の條にも收められているが、食貨志の記事は詔の原文から直接に採つたのではなさそうである。そして通典、唐會要、冊府元龜では「五十五入老」とし、食貨志の「五十八爲老」と一致しない。

(21) 金井之忠氏「唐の塩法」(文化五ノ五)参看。

(22) 特に著しいのは(B)の(6)で、それには(4)の勅を含めてあり、また(3)も稍、記述を異にしている。